

県境産廃の搬出先 5施設目

青森クリーン(むっ)と契約

下北地方初、1日100トン

青森、岩手県境の産業廃棄物不法投棄問題で、県は二十一日、産廃の新たな搬出先として、むつ市にある最終処分場「青森クリーン」を中心とする共同企業体（J.V）と契約し、九月一日から普通産廃の搬出を始めると発表した。県境産廃を下北地方で処理するのは初めてで、二〇〇四年度の撤去開始以降、主な搬出先は五施設目（一施設は本年度未契約）となった。

県の県境再生対策室 県の責任の下で慎重に
によると、青森クリーンと運搬業者六社で構成したJ.Vと二十日に
随意契約を交わした。
契約単価は廃棄物一ト
当たり二万二千五百
円。搬出量は一日約百
ト、本年度は約一万五
千トを予定している。

県境産廃問題で県は
今年、処理施設の確保
を進むことは歓迎した
「い」と述べた。

一方で県は、産廃特
措法期限の二二年度末
までに本県側の産廃を
全量撤去するには、ま
だ処理施設が不足して
いるとし、県境再生対
策室の山田俊行環境再
生調整監は「処理先の
確保に努め、安全を第
一義としながら廃棄物
の撤去を進め、二二年
度までに全量撤去でき
るよう努力したい」と
話した。

運搬車両は一日当た
り十台で、ルートは田
子町の現場から国道4
号―下北半島縦貫道路
―国道277号を通
り、むつ市奥内の青森
クリーンまでの約百五
十キロ。同市の宮下順一
郎市長は取材に「持ち
込む廃棄物の内容や、
地元住民に対する説
明、交通の問題などを、